

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和二十六年広島県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（知事による入院措置） 第七条 知事は、法第二十九条第一項又は法第二十九条の二第一項の規定により精神障害者を入院させたときで、当該精神障害者に家族等（法第五条第二項に規定する家族等をいう。以下同じ。）がない場合又は家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては、当該精神障害者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の所在地）を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）に別記様式第五号による入院措置通知書により通知するものとする。</p>	<p>（知事による入院措置） 第七条 知事は、法第二十九条第一項又は法第二十九条の二第一項の規定により精神障害者を入院させたときは、当該精神障害者に家族等（法第三十三条第二項に規定する家族等をいう。以下同じ。）がある場合にあつては、そのいずれかの者に、当該精神障害者に家族等がない場合又は家族等の全員がその意思を表示することができない場合にあつては当該精神障害者の居住地（居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の所在地）を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）に別記様式第五号による入院措置通知書により通知するものとする。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第5号（第7条関係）

入院措置通知書

(略)

次のとおり、精神保健指定医の診察の結果、

- | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①幻覚妄想状態 | <input type="checkbox"/> ⑥躁状態 |
| <input type="checkbox"/> ②精神運動興奮状態 | <input type="checkbox"/> ⑦せん妄状態 |
| <input type="checkbox"/> ③昏迷状態 | <input type="checkbox"/> ⑧もうろう状態 |
| <input type="checkbox"/> ④統合失調症等残遺状態 | <input type="checkbox"/> ⑨認知症状態 |
| <input type="checkbox"/> ⑤抑うつ状態 | <input type="checkbox"/> ⑩その他（ ） |

にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> ①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 |
| <input type="checkbox"/> ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の2の規定 |

による入院措置（措置入院・緊急措置入院）をしました。

なお、精神科病院に入院中の者又はその家族等は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定により、広島県知事に対して、退院又は処遇改善のために必要な措置を採ることを命じるよう請求することができます。

(略)

- 注 1 は、該当項目にすること。不用の文字は、消すこと。
2 (略)

改正前

様式第5号（第7条関係）

入院措置通知書

(略)

次のとおり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第29条第1項
第29条の2第1項
の規定による入院措置をしました。

なお、精神科病院に入院中の者又はその家族等は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定により、広島県知事に対して、退院及び処遇改善のために必要な措置を採るよう請求をすることができます。

(略)

- 注 1 不用の文字は、消すこと。
2 (略)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。